

資 料

英米刑事法研究 (13)

英米刑事法研究会
(代表者 田口 守一)

〈アメリカ合衆国最高裁判所刑事判例研究〉

アメリカ合衆国最高裁判所2006年10月開廷期
刑事関係判例概観

田中利彦	洲見光男
中島 宏	松田正照
宇川春彦	二本柳 誠
小川佳樹	萩野貴史
若尾岳志	小野上真也
小島 淳	杉本一敏
原田和往	田山聡美
前田 聡	

アメリカ合衆国最高裁判所刑事判例研究

アメリカ合衆国最高裁判所2006年10月開廷期
刑事関係判例概観

- | | |
|---|---|
| I はじめに | Ct. 1706 (2007) |
| II 捜索・押収 | Smith v. Texas, 127 S. Ct. 1686 (2007) |
| L. A. County v. Rettele, 127 S. Ct. 1989 (2007) | Panetti v. Quarterman, 127 S. Ct. 2842 (2007) |
| III 逮捕 | IX 行刑 |
| Scott v. Harris, 127 S. Ct. 1769 (2007) | Jones v. Bock, 127 S. Ct. 910 (2007) |
| Brendlin v. California, 127 S. Ct. 2400 (2007) | Erickson v. Pardus, 127 S. Ct. 2197 (2007) |
| IV 弁護 | X ヘイピアス・コーパス |
| Schriro v. Landrigan, 127 S. Ct. 1933 (2007) | Whorton v. Bockting, 127 S. Ct. 1173 (2007) |
| V 陪審裁判 | Bowles v. Russell, 127 S. Ct. 2360 (2007) |
| Uttecht v. Brown, 127 S. Ct. 2218 (2007) | Burton v. Stewart, 127 S. Ct. 793 (2007) |
| VI 事実審理手続 | Lawrence v. Florida, 127 S. Ct. 1079 (2007) |
| Carey v. Musladin, 127 S. Ct. 649 (2006) | Roper v. Weaver, 127 S. Ct. 2022 (2007) |
| VII 量刑 | Fry v. Pliler, 127 S. Ct. 2321 (2007) |
| Cunningham v. California, 127 S. Ct. 856 (2007) | XI 刑事実体法 |
| Rita v. United States, 127 S. Ct. 2456 (2007) | Gonzales v. Carhart, 127 S. Ct. 1610 (2007) |
| VIII 死刑 | FEC v. Wis. Right to Life, Inc., 127 S. Ct. 2652 (2007) |
| Ayers v. Belmontes, 127 S. Ct. 469 (2006) | James v. United States, 127 S. |
| Abdul-Kabir v. Quarterman, 127 S. Ct. 1654 (2007) | |
| Brewer v. Quarterman, 127 S. | |

Ct. 2968 (2007)	Gonzales v. Duenas-Alvarez,
Lopez v. Gonzales, 127 S. Ct.	127 S. Ct. 815 (2007)
625 (2006)	XII その他
United States v. Resendiz-	Wilkie v. Robbins, 127 S. Ct.
Ponce, 127 S. Ct. 782 (2007)	2588 (2007)

I はじめに

本概観では、アメリカ合衆国最高裁判所（連邦最高裁）2006年10月開廷期の28件の刑事関係判決を紹介する。

今期でロバーツ・コートは2期目に入る。ロバーツ長官は、司法は非人格的であるべきで、連邦最高裁のあり方として、自己の考え方をめいめいに述べる裁判官の集合体であるイギリス・モデルに回帰するかのような現状は望ましくなく、司法機関としての正統性を確保するためには、連邦最高裁は全員一致を目指して行動すべきであるという考え方に立っているといわれている⁽¹⁾。刑事関係判決の内容をみる限りは、1期目および2期目においてはその理想とは遠い状態が続いているが、こうした考え方が他の裁判官にどのように影響するか、連邦最高裁の方向性に変化を与えることとなるのかどうかなど、興味は尽きない。

刑事関係判決として以下に紹介するものなかで最も注目を集めた事件は、連邦の部分出産中絶禁止法の規定が文面上違憲かどうか争われ、これを合憲とした Carhart 判決であろう。連邦最高裁は、1999年10月開廷期の Stenberg 判決において、連邦法と類似の内容を規定したネブラスカ州法を違憲としていたが、同判決の法廷意見に同調したオコナー裁判官が退任し、保守色を鮮明にしているアリート裁判官がその後任としてこれに代わっていることから、その帰趨に注目が集まっていた。刑事法の観点からも重要な問題を含んでいる。

今期は、死刑と陪審裁判の問題に関して、陪審員候補者の理由付き忌避の適否をとり上げた Brown 判決、死刑事件の量刑手続における陪審に対する説示の適否をとり上げた Belmontes 判決、Abdul-Kabir 判決、Brewer 判決、Smith 判決の合計5件の判決が出ている。これらは、アメリカの刑事裁判において、入口の陪審員の選定手続が死命を制する重要な要素とされていること、あるいは、裁判官による陪審のコントロールの数少ない機会である説示が決定

(1) JEFFREY ROSEN, THE SUPREME COURT 221-40 (2007).

的な意義を有するとされているとともに、いったん有罪となって刑の言渡しを受けた被告人が判決結果を争う方途は限られていることを物語る事例である。

また、量刑問題に関しては、カリフォルニア州の量刑制度が合衆国憲法修正 6 条に違反すると判示した Cunningham 判決、および、Booker 判決で羈束性が否定された連邦の量刑ガイドラインの控訴に係る意義について判示した Rita 判決があり、今後も、この問題の各論に関する議論が続くことを示唆している。

そのほか、今期とり上げられた事案には、カーチェイス逃走犯の追跡・逮捕行為が合衆国憲法修正 4 条に違反しないと判示した Harris 判決、連邦の超党派選挙資金改革法の規制の合憲性について判示した Wis. Right to Life 判決など、興味深い事案に関する判決がある。

今期もヘイビアス・コーパスの事案が多数を占めている（「ヘイビアス・コーパス」の項にはヘイビアス・コーパス制度固有の争点に関するものを掲げたが、他の項に掲げたもののなかにもヘイビアス・コーパスの事件として連邦最高裁に上告された事件が多数ある）。連邦裁判所に提起される被拘禁者の訴訟は年間 5 万件を優に超え、連邦地裁に提起される民事訴訟件数の 2 割前後を占めており、その半分近くがヘイビアス・コーパスの申立てである。一方、被拘禁者による人権侵害や処遇に関する不服の訴えの件数も多く、ヘイビアス・コーパスの申立て件数とほぼ同数あり、連邦地裁の民事の新受件数の 1 割近くに達している。そこで、厳密には行刑プロパーの問題とはいえないが、そうした実情を紹介するため、受刑者による合衆国法典第 42 編 1983 条⁽²⁾に基づく訴訟の事案である Jones 判決および Erickson 判決も本概観に含めた。

(田中利彦)

(2) 南北戦争 (1861~1865年) 後もびこる黒人に対する迫害への対応策として、南北戦争後に採択された合衆国憲法修正 14 条に基づき制定された 1871 年の市民権法 (Civil Rights Act of 1871) に置かれた規定である。この法律はクー・クラックス・クラン法 (Ku Klux Act) ともいわれている (Monroe v. Pape, 365 U.S. 167, 171 (1961))。州、準州 (Territory) またはコロンビア特別区の制定法、条例、規則または慣習の名目のもとに連邦憲法および連邦法が保障した権利、特権もしくは免除をはく奪された者は、連邦裁判所に損害賠償または差止請求などの救済を求めることができる旨規定している。

II 搜索・押収

・Rettele 判決⁽³⁾

本件は、容疑者が居住すると思われた家屋を搜索場所とする令状により、実際には第三者が所有・居住する家屋を搜索した場合、合衆国憲法修正4条違反となるかどうか争われた事案である。

ロサンゼルス郡保安官事務所は、個人情報詐取事件等の捜査をしていたが、その結果、4名が容疑者として浮かび上がり、うち1名は、ショットガンを登録所持していることが判明した。容疑者は全員、アフリカ系アメリカ人であった。捜査官らは、容疑者を発見できると思われる家屋と容疑者を搜索する令状の発付を得て、当該家屋に赴いた。捜査官らは、ピストルを構えて寝室に立ち入ったところ、容疑者と異なる人種——白人——の居住者である被告人 Rettele と同 Sadler を発見し、ベッドから出るよう命じた。両名は、1～2分間ピストルを向けられたまま、衣類を身に付けることは許されずシーツをまとった状態で立たされた。その後、両名は衣類を身に付けることを許された。捜査官らは、その時点までに、間違いを犯していたことに気づき、家屋から立ち去った。捜査官らは、搜索令状を得ていたもう1軒の家屋に赴き、そこで、容疑者らを発見、逮捕した。その後、容疑者らは、起訴され、有罪判決を受けた。

Rettele と Sadler は、ロサンゼルス郡および同郡保安官事務所の捜査官らを相手に、捜査官らは、重大な不注意により令状の発付を得たうえ、不合理な搜索および抑留を行ったとして、合衆国法典第18編1983条に基づき損害賠償請求訴訟を起こした。これに対し、連邦地裁は、令状は適切な手続により得られており、搜索は合理的であったと判断した。また、同裁判所は、捜査官らが侵害した修正4条の権利は当時、明確に確立しておらず、捜査官らは免責されるとの判断も示した。第9巡回区連邦控訴裁は、非公刊の意見において、アフリカ系アメリカ人が Rettele と Sadler の家屋に居住していなかったこと、Rettele と Sadler が搜索の実施される数か月前に当該家屋を購入していたが、捜査官らは当該家屋の所有者を調査していなかったこと、および、Rettele と

(3) L. A. County v. Rettele, 127 S. Ct. 1989 (2007) (*per curiam*). スティーヴンス裁判官の結論同意意見 (ギンズバーグ裁判官同調) がある。

Sadler は裸のままベッドから出るよう命じられ、捜査官らが容疑者とショットガンを発見するため寝室を捜索している間、ピストルを突きつけられていたことから、捜索および抑留は不当なプライバシーの侵害に当たるとして、連邦地裁の判断を覆した。

連邦最高裁は、おおむね次のとおり述べて、原判決を破棄し差し戻した。

寝室にいた Rettele と Sadler は白人であり、アフリカ系アメリカ人である容疑者らとは人種が異なっていたとはいえ、捜査官らは、両名にベッドから出るよう命じた時、容疑者らが家屋内にいるかどうか分からなかった。家屋内に白人がいたからといって、容疑者らがそこに居住している可能性が排除されてしまうわけではない。現代の社会では、人種の違う者同士が一緒に住むことは珍しくなく、また、そうした者が共同の犯罪に関与している可能性もある。

捜索令状を執行する際、捜査官は当該場所と自らの安全を確保し、捜索を実効あらしめるうえで合理的な措置を講ずることが許されている⁽⁴⁾。警察官の措置が合理的であるかどうかは客観的に判断されるべきであるが⁽⁵⁾、例えば、過度の実力を行使することや不必要な苦痛を与えること、不必要に引き伸ばして抑留することは、不合理な措置に当たる⁽⁶⁾。しかし、本件ではこうした事情は存在しない。さらに、捜査官らは、容疑者の1名がショットガンを所持しているという報告を受けていたのであって、武器がベッドその他の場所に隠匿されていないことを確認するため、Rettele と Sadler にベッドから出るよう命じ、短時分の間、衣類を身に付けることを許さなかった措置は修正4条に違反しない。

(洲見光男)

III 逮 捕

・Harris 判決⁽⁷⁾

(4) Muehler v. Mena, 544 U.S. 93 (2005); see also Michigan v. Summers, 452 U.S. 692 (1981) [紹介、鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究第2巻』1頁〔信太秀一〕(成文堂, 1986年)].

(5) Graham v. Connor, 490 U.S. 386 (1989).

(6) Muehler v. Mena, *supra* note 4; Graham v. Connor, *supra* note 5.

(7) Scott v. Harris, 127 S. Ct. 1769 (2007). スカリア裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, ケネディ, スター, トーマス, ギンズバーグ, ブライヤー, ア

本件は、高速度で逃走する自動車の運転者が、警察官の追跡を受け、重傷を負った場合において、警察官の行為が合衆国憲法修正4条に違反するかどうか争われた事案である。

ジョージア州のある郡の警察官が、制限速度時速55マイルの道路を73マイルで走行している被上告人 Harris の自動車を発見し、自動車を道路脇に停止させるよう命じたところ、Harris は、これに従わず走り去ったので、時速85マイルを超える高速度での追跡が始まった。警察官は、自動車を追跡中である旨無線連絡し、上告人である警察官 Scott がほかの警察官とともに追跡に加わり、Scott の車両が先頭に立って Harris の自動車を追跡することとなった。Scott は、追跡を開始してから6分後、10マイル近く離れた場所に至って、Harris の自動車をスピンさせて停止させようと考え、自車の前のバンパーを Harris の自動車の後部に接触させた。その結果、Harris は、自車を制御できなくなり、道路の土手に乗り上げ、自動車は横転した。これにより、Harris は四肢麻痺の重傷を負った。

Harris は、Scott による追跡は過度の実力行使に当たり、修正4条違反の不合理的な身体拘束 (seizure) を構成するとして、Scott ら警察官を相手に、合衆国法典第18編1983条により損害賠償請求訴訟を起こした。連邦地裁は、免責に依拠する、Scott によるサマリー・ジャッジメントの申立てを棄却した。中間上訴を受けた第11巡回区連邦控訴裁は、警察官の行為は Garner 判決⁽⁸⁾ にいう「致命的実力 (deadly force)」の行使に当たり、本件でそうした実力を用いた警察官の行為は修正4条に違反するとして、連邦地裁の判断を維持した。

連邦最高裁は、おおむね次のとおり述べて、原判決を破棄した。

免責が認められるには、主張されている事実が、警察官の行動によって連邦憲法上の権利が侵害されたことを示している、と認められなければならないが、本件では、Harris の修正4条の権利が侵害されたとは認められないので、免責を論ずる余地がない。

Garner 判決は、警察官の行為が「致命的実力」の行使に当たれば修正4条違反となるという準則を提示したのではなく、単に、特定の事案における特定の種類の実力行使に対し修正4条の合理性テストを適用したに過ぎない。したがって、本件における問題は、Scott の行為が合理的であったかどうかであ

リート各裁判官同調)のほか、スティーヴンス裁判官の反対意見がある。

(8) Tennessee v. Garner, 471 U.S. 1 (1985) [紹介、鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究第3巻』7頁〔酒井安行〕(成文堂, 1989年)].

る。

当裁判所は、身体拘束の態様の合理性を判断するにあたって、侵害の性格・性質と、当該侵害を正当化すると主張されている政府の利益の重要性とを比較衡量している。本件において、Scott の行動の惹起した Harris に対する重大な傷害または死亡の高度の可能性と、Harris がほかの人々に対し現実に惹起した切迫した危険とを比較衡量する際、危険にさらされる生命の数および当事者それぞれの負責の程度を考慮しなければならない。Harris は、無謀にも高速度で逃走することによって、Harris 自身だけでなく一般公衆を故意に危険な状態に置いた。Scott が実力を行使して、Harris の自動車を道路脇に停車させなかった場合に負傷することとなった人々は、全く無関係な第三者であった。以上から、Scott がとった措置は合理的であると結論づける。

当裁判所は、警察官が追跡を止めれば Harris や一般の人々の安全は確保できたであろうとの見解を採用しない。無関係な人々の生命を危険にさらす自動車の追跡を終了させようとする警察官の行為は、たとえそれが逃走車両の運転者に対し重大な傷害や死亡の危険を惹起する場合であっても、修正 4 条に違反しない。

(洲見光男)

・Brendlin 判決⁽⁹⁾

本件は、警察官が自動車を停止させた場合、その運転者だけでなく同乗者も修正 4 条にいう身体拘束を受けたこととなって、警察官による自動車の停止の違法性を主張できるか否かが争われた事案である。

警察官らが、違法に使用されていると信じるに足る理由はないが、自動車登録証を調べるためある自動車を停止させたところ、上告人 Brendlin が同乗しており、同人が仮釈放条件に違反している者であることを確認したので、同人を逮捕し、その身体および自動車を搜索した。搜索の結果、メタフェタミンなどが発見された。Brendlin は、メタフェタミンの所持および製造の罪で起訴され、メタフェタミンは相当な理由も合理的な嫌疑もないのに行われた自動車の停止中に発見されたものであるとして、その証拠排除を申し立てた。カリフォルニア州の事実審裁判所は、Brendlin の申立てを棄却したが、州控訴裁は、

(9) Brendlin v. California, 127 S. Ct. 2400 (2007). 法廷意見はスーター裁判官が執筆 (全裁判官一致)。

Brendlin は自動車の違法な停止によってその身体を拘束されたとして、証拠排除の主張を認めた。これに対し、州最高裁は、同乗者が警察官による捜査の対象や権限表示 (show of authority) の対象となっていることを示す事情がほかに存在しない限り、同乗者はその身体を拘束されていないとして、証拠排除の主張は許されない旨判示した。

連邦最高裁は、おおむね次のとおり述べて、原判決を破棄し差し戻した。

警察官が、物理力を行使しまたは権限を表示して意図的に用いた手段によって、移動の自由を奪われたり制約されたりした個人は、当該警察官の行為の修正 4 条適合性を争う権利を有する。Mendenhall 判決⁽¹⁰⁾ は、具体的な事情を考慮し、合理的な人間であれば、立ち去る自由がないと思った場合、対象者はその身体を拘束された、との判断を示した。警察官の存在と無関係な理由から、その場を立ち去らず留まりたいと思っている対象者については、合理的な人間であれば、警察官の要求を拒絶したりほかの方法で接触を終了させたりできると思うか否かを基準に、身体拘束の有無を判断すべきである⁽¹¹⁾。

自動車の停止はその運転者の身体拘束を構成する、というのが確立した判例⁽¹²⁾ であるが、同乗者についても同様にみるべきかについては、いくつかの判例⁽¹³⁾ の傍論において積極的に解したことがあるものの、正面から判断を示したことはなかった。

当裁判所は、警察官が自動車を停止させた時、Brendlin と同じ立場にいる合理的な人間であれば、警察官との接触を終了させることができたとは思わないであろうから、Brendlin はその身体を拘束されたものと判断する。この結論は、すべての連邦控訴裁およびほとんどすべての州の裁判所の見解と一致している。

カリフォルニア州最高裁の見解は、当裁判所のとらない前提に基づいている。第 1 に、警察官は運転者を調べる意図をもっていただけであり、同乗者である Brendlin に権限が表示されていなかったという見解は、問題を客観的に

(10) United States v. Mendenhall, 446 U.S. 544 (1980).

(11) Florida v. Bostick, 501 U.S. 429 (1991); United States v. Drayton, 536 U.S. 194 (2002).

(12) See, e.g., Delaware v. Prouse, 440 U.S. 648 (1979); Berkemer v. McCarty, 468 U.S. 420 (1984).

(13) See, e.g., Delaware v. Prouse, *supra* note 12; Whren v. United States, 517 U.S. 806 (1996) [紹介, 洲見光男・アメリカ法1997年2号217頁 (1998年)].

表示された警察官の意図から自動車を停止させた警察官の動機へと転換するものであって、許されない。当裁判所は、こうした主観的事情を修正 4 条の合理性判断に導入しようとする試みを、これまで繰り返し拒否してきている⁽¹⁴⁾。第 2 に、運転者だけが自動車を制御できるので、同乗者である Brendlin は、警察官の権限表示に服し得ないという州裁判所の前提は、失当である。自動車が走行している間は服従の合図を送る有効な方法はなかったが、自動車が停止すると、車内に留まることによって、これを行うことができるのであり、現に Brendlin はそうしたのであった。第 3 に、当裁判所の適用する準則を採用すれば、警察官が別の自動車を停止させたため移動を妨げられる自動車の運転者も、その身体を拘束されることになる、と州裁判所は危惧するが、これには根拠がない。警察官が別の自動車を道路脇に寄せさせたため交通渋滞に巻き込まれたことが分かっている自動車の乗員は、権限表示が自分にも自分の乗っている自動車にも向けられているとは考えないのであって、移動の自由に対するそうした偶然の制約は、自動車で移動する際に安全感やプライバシーに影響を与えることはない。

(洲見光男)

IV 弁 護

・ Landrigan 判決⁽¹⁵⁾

本件は、弁護人が被告人の前妻や母を情状証人に立てるなどの情状立証を行おうとしたのを被告人が拒んだ事案において、被告人の行動の素因に関する立証活動を弁護人が行わなかったことが、有効でない弁護 (ineffective assistance of counsel) に当たるかが争われた事案である。

被上告人 Landrigan は、オクラホマ州で第 2 級謀殺を犯した後、服役中に他の受刑者を刺すという暴行 (assault and battery) に及び、その 3 年後には刑務所を脱走して、アリゾナ州で再び謀殺、窃盗、不法目的侵入を犯したとして起訴された。

(14) Whren v. United States, *supra* note 13.

(15) Schriro v. Landrigan, 27 S. Ct. 1933 (2006). トーマス裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, スカリア, ケネディ, アリート各裁判官同調) のほか、スティーヴンス裁判官の反対意見 (スーター, ギンズバーグ, ブライヤー各裁判官同調) がある。

この事件の審理に際して、弁護人は、Landriganの前妻と生母を証人として、刑を軽減するための証言を得ようとした。ところが、Landriganは、両者を証人とすることを拒否し、弁護人が強く説得しても受け容れなかった。また、弁護人が被告人を有利にする事実を裁判所に説明しても、Landrigan自身がそれを遮って、不利な事実を述べてしまう。さらに、裁判所とのやりとりにおいても、Landriganは、死刑となることを受け容れる発言をした。これを受けて、事実審裁判所は、Landriganに死刑を言い渡した。

Landriganは、州における上訴、非常救済手続を申し立てたが、いずれにおいてもこの死刑判決が支持された。そこで、連邦裁判所に対してヘイピラス・コーパスを請求したのが本件である。

Landriganは、刑の軽減のための証拠として、自分の暴力的行動の生物学的な要因について、弁護人が実父などからの聞き取りをして調査すべきであったのにそれがなされなかったことが、有効な弁護を受ける権利の侵害に当たると主張したが、連邦地裁は、これが一定の合理性がある主張 (colorable claim) になっていないとして、証拠についての審問を行うことなく請求を斥けた。これに対して、第9巡回区連邦控訴裁は、①州裁判所での審理における弁護人の活動の水準が、Strickland判決⁽¹⁶⁾で示された有効な弁護を受ける権利の侵害を認めるための基準を充たすというLandriganの主張には一定の合理性があること、②もしもLandriganの主張が真実であれば、異なる判決が言い渡されたであろう「合理的な蓋然性」があるといえるとして、原判決を破棄した。

連邦最高裁は、アリゾナ州が申し立てた上告を受理し、次のように判示して、原判決を破棄、事件を第9巡回区連邦控訴裁に差し戻した。

まず、①原審が、州の事実審裁判所の審理でLandriganが刑の軽減のための証人を拒否したことに關して、その時に弁護人が証人にしようとした前妻と実母についてのみ拒否したに過ぎないと理解したことに対して、これを批判し、Landriganが拒否した証人である実母が証言しようとしていた内容は、現在、Landriganが求めている調査によって明らかになるはずの内容と一致

(16) Strickland v. Washington, 466 U.S. 668 (1984) [紹介、鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究第3巻』124頁〔加藤克佳〕(成文堂、1989年)、渥美東洋編『米国刑事判例の動向III』90頁〔椎橋隆幸〕(中央大学出版部、1994年)、憲法訴訟研究会=芦部信喜編『アメリカ憲法判例』342頁〔宮城啓子〕(有斐閣、1998年)].

していること、Landrigan は、弁護人が刑の軽減に関わるものを提出しようとした時、再三にわたってそれを遮っていることなどから、Landrigan が、弁護人が刑を軽減するためのあらゆる証拠の提出を拒否したと認定すべきだとした。したがって、Landrigan は自ら有利な証拠の提出を阻んだのであるから、州の事実審裁判所での審理において弁護人が自己に有利な証拠を提出しなかったとしても、Strickland 判決が要件とする「弁護活動の誤りによる不利益」は主張できないとする連邦地裁の立場を支持した。

また、②原審が、仮に刑の軽減のためのあらゆる証拠の提出を Landrigan が拒否していたのだとしても、死刑という最終局面の判断がなされるときは、弁護人が十分な調査を指示しなければならないとした点については、原審が依拠している判例⁽¹⁷⁾が、いずれも本件のような被告人自身が証拠の提出を妨げ、かつ、提出を望まないことを裁判所に表明している事案ではないことからこれを否定した。さらに、③原審が、有利な証拠の提出を拒否した被告人の決断は、十分な説明と告知 (informed and knowing) を経たものではないとした点についても、説明と告知は、証拠提出についての被告人の決定にまで要求されていないし、仮にそれが要求されるとしても本件では充たされているとして、これも否定している。

(中島 宏)

V 陪審裁判

・Brown 判決⁽¹⁸⁾

本件は、事実審裁判所が検察側からなされた陪審員候補者の理由付き忌避の申立てを認めたことが、合衆国憲法修正 6 条——陪審裁判を受ける権利の保障——および修正 14 条——デュー・プロセスの保障——違反となるかが争われた

(17) *Wiggins v. Smith*, 539 U. S. 510 (2003); *Rompilla v. Beard*, 545 U.S. 374 (2005) [田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所 2004 年 10 月開廷期刑事関係判例概観」比較法学 41 巻 1 号 266-267 頁 [小島淳] (2007 年)].

(18) *Uttecht v. Brown*, 127 S. Ct. 2218 (2007). ケネディ 裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ 長官, スカリア, トーマス, アリート 各裁判官同調) のほか, ステューヴンス 裁判官の反対意見 (スーター, ギンズバーグ, プライヤー 各裁判官同調), プライヤー 裁判官の反対意見 (スーター 裁判官同調) がある。

なお、この判決の紹介として、浅香吉幹ほか「合衆国最高裁判所 2006-2007 年開廷期重要判例概観」アメリカ法 2007 年 2 号 219-224 頁 (2008 年) がある。

事案である。

被上告人 Brown は加重された第 1 級謀殺——死刑か仮釈放なしの終身刑（絶対的終身刑）しか量刑の選択肢がない——でワシントン州最高裁判所により死刑を言い渡された。Brown はある陪審員候補者——記録中では Z とされており、陪審選定のための予備質問の際、死刑が適切な場合として、「釈放後再犯の可能性がある場合」を挙げている——が排除されたのは不当であったとして、連邦地裁にヘイピアス・コーパスの申立てをしたが、却下された。しかし、第 9 巡回連邦控訴裁はこれを破棄し、検察側からなされた理由付き忌避の申立てに基づき陪審員候補者 Z を事実審裁判所が排除したのは、Brown の修正 6 条および修正 14 条の権利を侵害するものであるとして、新たな量刑審理が必要だとした。

連邦最高裁は、Witherspoon 判決⁽¹⁹⁾——死刑反対論者を組織的に排除して極端に死刑に傾いた陪審が選定された場合には、死刑宣告をすることはできない、とした——、および Witt 判決⁽²⁰⁾——死刑制度の運用に対する州の利益を踏まえたうえで、陪審員候補者の排除の基準として、陪審員候補者が、死刑に対するその見解ゆえに、説示および宣誓に従って陪審員としての職務を遂行することができないか、または、それが実質的に困難であるかどうかという基準を示すとともに、当該基準を適用して審査をするにあたっては、事実審裁判所の判断を尊重しなければならない、とした——を引用しつつ、以下のように判示し、原判決を破棄して、事件を差し戻した。

公平な陪審による裁判を受ける被告人の権利と、死刑を科すことができる陪審員の獲得に対する州の利益とのバランスをとるために、死刑を科すことが実質的に困難である陪審員候補者は理由付き忌避で排除することができる。

また、事実審裁判所は陪審員候補者団、およびそれを構成する個人の挙動を評価することができる立場にあるのであるから、その判断を尊重することは適切である。

陪審員候補者 Z は裁判所によって再三 Brown が第 1 級謀殺罪によって有罪

(19) Witherspoon v. Illinois, 391 U.S. 510 (1968) [紹介、芝原邦爾・アメリカ法 1969年 1号72頁 (1969年)、小早川義則『デュー・プロセスと合衆国最高裁 I——残虐で異常な刑罰、公平な陪審裁判』290頁 (成文堂、2006年)].

(20) Wainwright v. Witt, 469 U.S. 412 (1985) [紹介、丸田隆ほか・甲南法学27巻 2号41頁 (1987年)、鈴木編・前掲注 (16) 170頁 [宮崎英生]、小早川・前掲注 (19) 298頁].

とされた場合、死刑か絶対的終身刑しか量刑の選択肢がない旨の説示を受けていたのにもかかわらず、死刑が適切な場合の例として、釈放後再犯の可能性がある場合を挙げている。このことからすると、事実審裁判所が陪審員候補者 Z の排除を認めたのは、その裁量の範囲内であり、陪審員候補者 Z が死刑を科すことを考慮し、法律に従うことを確約していたとしても、そのことは、本件においては、Brown には釈放の可能性が全くないので、陪審員候補者 Z は死刑を科すことが実質的に困難であるという合理的な推認を克服するものではない。

(松田正照)

VI 事実審理手続

・ Musladin 判決⁽²¹⁾

「1996年テロ対策および効果的な死刑法 (Antiterrorism and Effective Death Penalty Act of 1996 (AEDPA))」は、連邦裁判所がヘイビアス・コーパスによる救済を与え得る場合を制限し、「州裁判所の手続において実質的な判断を経た主張を理由とする請求」については、当該州裁判所の判断が、「連邦最高裁の判断により明確に確立された連邦法に反するか、そのような連邦法の不合理な適用に当たる場合」を除き、救済を与えることができないとしている (合衆国法典第28編2254条 (d) (1))。本件では、被害者の写真入りバッジを着用した遺族が殺人事件の陪審公判を傍聴したことが、被告人の公平な裁判を受ける権利を侵害するものであるか否かが、上記判断制限との関係で問題となった。それだけでなく、本件においては、「明確に確立された連邦法」の判定にあたって、連邦控訴裁判例をはじめとする下級審判例がどの程度の重みをもち得るのかという、より一般的な理論問題も提起されている。

第1級謀殺罪等で州裁判所に起訴された Musladin は、遺族が被害者の写真入りバッジを着用して陪審公判を傍聴しようとしたことから、これを禁じるよう裁判所に求めたが、受け容れられなかった。その後有罪となった Musladin は、バッジの着用は合衆国憲法修正14条および修正6条の権利を奪うものであ

(21) Carey v. Musladin, 127 S. Ct. 649 (2006). トーマス裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, スカリア, ギンズバーグ, ブライヤー, アリート各裁判官同調) のほか、スティーヴンス裁判官の結論同意意見, ケネディ裁判官の結論同意意見, スター裁判官の結論同意意見がある。

ると主張して上訴したが、州最高裁がその主張を認めなかったので、連邦裁判所にヘイビアス・コーパスを申し立てた。

陪審員に対する同種の心理的影響が問題とされた連邦最高裁判例としては、Williams 判決⁽²²⁾——被告人に囚人服の着用を強いることは修正14条に違反する——および Flynn 判決⁽²³⁾——法廷警備の必要上、傍聴席の第一目に4名の制服警察官を着席させることは、公平な裁判を受ける権利を奪うものではない——があり、これらにおいては「許容されない他事考慮の受け入れ難いリスク」が生じるか否かが判断基準とされている。

第9巡回区連邦控訴裁は、上記両判決に加え、これらの判旨を傍聴人の行為に適用した自らの先例⁽²⁴⁾を引用し、本件には、上記両判決の基準が適用されるとした。そのうえで、州最高裁の判断はこれらの基準を適用するにあたって要件を加重しており、「明確に確立した連邦法の不合理な適用」に当たるとして、Musuladinの主張を認めた。

これに対し、連邦最高裁は、第9巡回区連邦控訴裁の判断を破棄して差し戻した。その判断の要点は、以下のとおりである。

合衆国法典第28編2254条(d)(1)の「明確に確立された連邦法」とは、傍論と区別された意味での、連邦最高裁の判断(holding)を指すところ⁽²⁵⁾、上記 Williams 判決および Flynn 判決は、いずれも検察側の行為を問題にしたものであり、私人たる傍聴人の行為が、被告人の公平な裁判を受ける権利にかなる影響を与えるかについて、当裁判所が判断を示したことはない。また、当裁判所が、これらの判決のテストを傍聴人の行為に適用したこともない。それゆえ、この問題についての下級審の取扱いは区々に分かれているところである。このように、傍聴人の行為の効果についての連邦最高裁の判断が存在しない以上、州裁判所の判決が「明確に確立された連邦法の不合理な適用」に当たるとすることはできない。

(宇川春彦)

(22) Estelle v. Williams, 425 U.S. 501 (1976).

(23) Holbrook v. Flynn, 475 U.S. 560 (1986).

(24) Norris v. Riskey, 918 F. 2d 828 (9th Cir. 1990).

(25) Williams v. Taylor, 529 U.S. 362 (2000).

VII 量 刑

・Cunningham 判決⁽²⁶⁾

本件は、カリフォルニア州定期量刑法 (California's determinate sentencing law (DSL)) の定める量刑制度が、陪審裁判を受ける権利を保障した合衆国憲法修正 6 条に違反するか否かが争われた事案である。

上告人 Cunningham は、児童に対する性的虐待の罪で起訴され、有罪判決を受けた。DSL には、この犯罪に対する拘禁刑の期間として、短期 6 年、中期 12 年、長期 16 年という 3 つの選択肢が定められており、裁判官は加重事由も軽減事由もなければ中期 12 年を言い渡すことになっていた。本件では、公判後の量刑手続の段階で、裁判官は、証拠の優越により独自に加重事由を認定して、長期 16 年の拘禁刑を言い渡し、州控訴裁もこれを維持した。そして、州最高裁が本件の審査を拒否したので、Cunningham により連邦最高裁に上告がなされた。

連邦最高裁は、おおむね次のとおり述べて、原判決を一部破棄し、差し戻した。

連邦最高裁は、Apprendi 判決⁽²⁷⁾において、前科の事実を除き、およそ法定の上限を超えて刑を加重する根拠となる事実については、陪審に判断する機会を与えるとともに、合理的な疑いを超えて証明されなければならないと判示し、さらに、Blakely 判決⁽²⁸⁾において、Apprendi 判決のいう「法定の上限」とは、裁判官が陪審の評決に反映されている事実のみに基づいて科すことのできる最も重い刑を指すことを明らかにした。DSL の量刑制度は、羈束的な性

(26) Cunningham v. California, 127 S. Ct. 856 (2007). ギンズバーク裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, スティーヴンス, スカリア, スーター, トーマス各裁判官同調) のほか、ケネディ裁判官の反対意見 (プライヤー裁判官同調), アリート裁判官の反対意見 (ケネディ, プライヤー各裁判官同調) がある。

(27) Apprendi v. New Jersey, 530 U.S. 466 (2000) [紹介, 岩田太・ジュリスト 1200号196頁 (2001年), 高山佳奈子・アメリカ法2001年1号270頁 (2001年)].

(28) Blakely v. Washington, 542 U.S. 296 (2004) [紹介, 浅香吉幹ほか「合衆国最高裁判所2003-2004年開廷期重要判例概観」アメリカ法2004年2号263-265頁 (2005年), 田中利彦・法律のひろば59巻6号66頁 (2006年), 田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所2003年10月開廷期刑事関係判例概観 (下)」比較法学40巻2号312頁 [田中] (2007年)].

質を有するなど重要な点で、連邦最高裁が Apprendi 判決のルールを適用して違憲判断を下した量刑制度のうち、Blakely 判決と Booker 判決⁽²⁹⁾ で問題となった量刑制度に類似している。Apprendi 判決から Booker 判決までに示してきた連邦最高裁判例⁽³⁰⁾ に照らして、本件の「法定の上限」は中期であり、これを超える長期の刑を根拠づける事実の認定を DSL は裁判官に許しており、その証明の程度も証拠の優越で足りるとしているのであるから、DSL の量刑制度は、修正 6 条に違反している。

(二本柳誠)

・ Rita 判決⁽³¹⁾

連邦量刑委員会が作成する連邦量刑ガイドラインは勧告的な性質をもつものに過ぎないと解した 2004 年 10 月開廷期の Booker 判決⁽³²⁾ によれば、量刑について上訴があった場合、それが「不合理」なものであるのか否かが審査されることになる。本件は、この不合理なものであるのか否かの審査方法が問題となった事案である。

上告人 Rita は、偽証罪などで連邦地裁において有罪とされ、33 か月の拘禁刑を言い渡された。この刑は、連邦量刑ガイドラインによって導かれた量刑範囲内のものであった。Rita は、この刑について不合理なものだと主張して上訴したが、第 4 巡回区連邦控訴裁は、これを斥けつつ、連邦量刑ガイドラインどおりの刑は合理的なものと推定されると述べた。

Rita は、連邦量刑ガイドラインどおりの刑について上訴がなされた場合の

-
- (29) United States v. Booker, 543 U.S. 220 (2005) [紹介、渋谷年史・NBL803 号 6 頁 (2005 年)、安部主介ほか「合衆国最高裁判所 2004-2005 年開廷期重要判例概観」アメリカ法 2005 年 2 号 257-265 頁, 267-268 頁 (2006 年)、田中ほか・前掲注 (17) 273 頁 [二本柳誠]].
- (30) 勝田卓也「米国における陪審審理を受ける権利と量刑に関する近年の最高裁判決 (1) (2・完)」法学雑誌 54 卷 1 号 409 頁 (2007 年)、3 号 1469 頁 (2008 年)。
- (31) Rita v. United States, 127 S. Ct. 2456 (2007). プライヤー裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, スティーヴンス, ケネディ, ギンズバーグ, アリート各裁判官同調, スカリア, トーマス各裁判官一部同調) のほか、スティーヴンス裁判官の同意意見 (ギンズバーグ裁判官一部同調), スカリア裁判官の一部同意・結論同意意見 (トーマス裁判官同調), スター裁判官の反対意見がある。
- (32) United States v. Booker, *supra* note 29.

審査方法に関して連邦控訴裁レベルの判例が不統一となっていることを指摘して、上告した。これに対し、連邦最高裁は、次のような判断を示すなどして、原判決を維持した。

連邦地裁で連邦量刑ガイドラインどおりの量刑がなされ、上訴があった場合、その審査に関しては、「合理性の推定」が適用され得る。ただし、この「推定」は、挙証責任を当事者の一方に負わせる証拠法上の推定などとは異なるものである。すなわち、それは、当該事件ではどのような刑が適切かという点について——つまり、科刑の基本的な目的に関する規定である合衆国法典第18編3553条(a)の具体的な適用について——連邦地裁と連邦量刑委員会が同一の結論に達したという事実を反映したものに過ぎない——したがって、この「推定」は、上訴審において考えられるものであって、連邦地裁の段階では問題とならない——のである。そして、そのように解したとしても、修正6条——陪審裁判を受ける権利の保障——や合衆国法典第18編3553条(a)違反となるわけではない。

なお、連邦量刑ガイドラインどおりの刑の審査について「合理性の推定」が認められるからといって、直ちに、連邦量刑ガイドラインどおりではない刑の審査について「不合理であるとの推定」が認められるということになるわけではない。連邦控訴裁レベルの判例のなかには、連邦量刑ガイドラインとは異なる量刑がなされた場合、それが不合理でないといわれるためには、その逸脱の度合いに対応した正当化事情が認められなければならないとするものがあるが、この問題については、次の開廷期で検討を加える予定である⁽³³⁾。

(小川佳樹)

VIII 死 刑

・ Belmontes 判決⁽³⁴⁾

本件は、死刑の量刑手続において裁判官が陪審に対して行った説示が合衆国憲法修正8条に違反するかが争われた事案である。

(33) Gall v. United States, 128 S. Ct. 586 (2007).

(34) Ayers v. Belmontes, 127 S. Ct. 469 (2006). ケネディ裁判官執筆の法廷意見(ロバーツ長官, スカリア, トーマス, アリート各裁判官同調)のほか、スカリア裁判官の同意意見(トーマス裁判官同調), スティーヴンス裁判官の反対意見(スーター, ギンズバーグ, ブライヤー各裁判官同調)がある。

被告人 Belmontes は、強盗に入った際に、不意に出くわした19歳の少女の頭部を、事前に準備していた鉄製ダンベル・バーで15回から20回にわたって殴りつけて殺害したとして起訴された。

量刑段階において、Belmontes は、軽減証拠として、過去の拘禁の際にキリスト教を信仰するようになり、建設的な生活を送るようになったことから、今回も死刑ではなく終身刑を言い渡されたならば、先の経験を活かして建設的な生活を送るつもりであると述べた。また、当時の刑務所付きの牧師らも彼のために証言を行った。当事者の最終弁論ではこれらの軽減証拠について議論がなされたが、事実審の裁判官は、陪審に対して、一定の事由について加重もしくは軽減事由として検討すべきことを説示するとともに、「犯罪の法的免責には当たらなくとも、犯罪の重大さを軽減するその他のすべての情状」を勘案するよう説示した。これは、当時のカリフォルニア州刑法典付則190.3条(k)に従ったものであり、「要素(k)(factor(k))に関する説示」と呼ばれていた。陪審は、Belmontes に対して第1級謀殺で有罪の評決をし、さらに、死刑とすべきである旨の決定を下した。

Belmontes は、上訴や連邦のヘイピアス・コーパスの申立てにおいて、事実審裁判所の要素(k)に関する説示は、陪審が将来をみすえた軽減証拠(forward-looking mitigation evidence)を勘案することを妨げており、死刑量刑手続において軽減証拠すべてを提出するという修正8条において認められた権利を侵害しているなどと主張した。連邦地裁が救済を拒んだのに対して、第9巡回区連邦控訴裁は死刑判決を破棄した。連邦最高裁は裁量上訴を認めて第9巡回区連邦控訴裁の判断を破棄し、本件と同様の事案である Payton 判決⁽³⁵⁾に照らし、再審理をするよう差し戻した。再審理の結果、連邦控訴裁は再び Belmontes の死刑を無効とした。

これに対し、連邦最高裁は、次のような判断を示して、原判決を破棄し、差し戻した。

要素(k)については、これまで、犯罪前の素性や性格、犯罪後の更生に関する証拠といったような、犯罪とは関係のない軽減証拠を勘案することを妨げるものではないと判示されてきた。その際、修正8条違反の有無の適切な判断基準は、「憲法上関連のある証拠の勘案を妨げる方法で陪審が説示を適用したことの合理的な可能性が存在するか否か」によっている。本件においても、こ

(35) Brown v. Payton, 544 U.S. 133 (2005).

のような見地から検討を加える。

本件における第9巡回区連邦控訴裁の判断は、要素(k)の説示が、犯罪に関係しているもので、有責性を免責したり軽減したりする証拠を陪審に勧案させるものであるというものであった。しかし、本件においては、陪審は、あらゆる情状を勧案するよう説示されていたのであり、陪審がBelmontesの将来の可能性を勧案していないという第9巡回区連邦控訴裁の判断は誤っている。

なお、陪審への証拠提示や当事者の最終弁論、事実審裁判所のほかの説示は、要素(k)に関する連邦最高裁の解釈と合致するものであった。というのも、Belmontesは公開の法廷で多くの将来をみすえた証拠を提示しており、その時に無駄なことをしていると陪審が信じていたとは考え難い。また、検察官の意見やBelmontesの嘆願は、Belmontesの将来の可能性について述べており、軽減証拠が有意義であるということを当然の前提としている。さらに、事実審裁判所は、加重証拠に関しては列挙された要素のみ勧案することができると説示した一方で、軽減証拠に関しては列挙された要素は例示に過ぎないという説示も行っていたのである。

(萩野貴史)

・Abdul-Kabir 判決⁽³⁶⁾

本件は、死刑を言い渡すにあたり、陪審による軽減証拠の有意な検討の機会を、裁判官の説示が妨げたとして争われた事案である。

上告人Cole (Abdul-Kabir) は、ほか2名と強盗殺人を計画し、実行したとして、第1級謀殺で有罪とされた。その後の量刑審理において、①Coleの犯行が、意図的に、かつ被害者または他者の死をもたらすという合理的予期に基づいて行われたのか、②Coleが社会に対する継続的脅威となる暴力行為を行う可能性——「将来的危険性」——があるのか、という2つの特別争点に対し、陪審は肯定的な回答をした。テキサス州刑法によれば、陪審が2つの特別争点に関して肯定的な回答を出した場合には、裁判官は死刑を言い渡すことになっており、Coleに死刑が宣告された。

(36) Abdul-Kabir v. Quarterman, 127 S. Ct. 1654 (2007). スティーヴンス裁判官執筆の法廷意見(ケネディ, スーター, ギンズバーグ, ブライヤー各裁判官同調)のほか、ロバーツ長官の反対意見(スカリア, トーマス, アリート各裁判官同調), スカリア裁判官の反対意見(トーマス裁判官同調, アリート裁判官一部同調)がある。

審理中 Cole から、彼自身の神経障害と幼少時のネグレクトに関する証拠——母親等の証言および精神科医等の専門家の証言——が提出されていた。これらの証拠は死刑の量定にあたり、責任非難を減少させ得るもので、軽減証拠となり得る。しかし、同時に、②の将来的危険性を肯定させ得る「両刃の剣」であった。そのため、Cole は、被告人の性格または過去の記録を含む、死刑の言い渡しを減じる可能性のあるすべての証拠に基づいて、特別争点に関する回答をするよう陪審に説示することを、裁判官に求めた。しかし、裁判官はこれを拒否し、提出された証拠を考慮するよう説示したものの、軽減証拠の扱いについては全く言及しないことで、特別争点に関してのみ回答するように陪審に求めたのである。そのため、Cole の提出した証拠が軽減証拠であることを、陪審によって有意に検討される機会が失われ、②の将来的危険性に関する証拠としてのみ扱われることになった。また、検察官も、神経障害と幼少時のネグレクトについての証拠が、軽減証拠となり得ることを陪審に考慮させようとしなかった。

Cole のヘイビラス・コーパスの請求は州の上訴裁判所により却下され、連邦のヘイビラス・コーパスの請求も連邦地裁により斥けられた。Cole は上訴適格認定書 (certificate of appealability) を申請したが、第 5 巡回区連邦控訴裁によって却下された。連邦最高裁はこの判断を覆し、差し戻しとした。しかし、差戻審においてもその主張が斥けられたので、Cole により再度上告がなされ、連邦最高裁は以下のように述べて、原判決を破棄・差戻しとした。

Penry I 判決⁽³⁷⁾ 以前に、Woodson 判決⁽³⁸⁾、Lockett 判決⁽³⁹⁾、Eddings 判決⁽⁴⁰⁾ によって、陪審は、被告人の犯罪行為の重大性や将来同様の危害を加える可能性があったとしても、死刑を科すことを否定する根拠となり得るすべての軽減証拠について、有意な検討を行い、有意な効果を与えることができなければならない、というルールが明確に確立している。Penry I 判決において、被告人の精神遅滞および幼少時の虐待という証拠は、一方で将来的危険性を示すものであっても、他方で犯罪に対する非難可能性を減少させるかもしれない

(37) Penry v. Lynaugh, 492 U.S. 302 (1989) [紹介, 小早川・前掲注 (19) 163 頁].

(38) Woodson v. North Carolina, 428 U.S. 280 (1976).

(39) Lockett v. Ohio, 438 U.S. 586 (1978) [紹介, 鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究第 1 巻』270 頁 (新倉修) (成文堂, 1986年)].

(40) Eddings v. Oklahoma, 455 U.S. 104 (1982).

「両刃の剣」として機能していた。Penry I 判決は、このような軽減証拠を陪審に提出する場合、死刑を科すか否かを決定するにあたり、裁判官の説示により、陪審は当該軽減証拠に効果を与えることが可能な状態になければならず、また当該証拠に対して合理的な道徳に基づく対応ができなければならないとする。そして、Cole の軽減証拠——神経障害と幼少時のネグレクト——は、Penry I 判決の場合ほど説得力がなくとも、Cole の道徳的非難可能性の問題という点では、Penry I 判決と同様である。そのため、Penry I 判決に従って、裁判官の説示により、陪審が被告人の道徳的非難可能性を考慮することが許され、被告人の個人的な経歴および性格、加害の状況に鑑みて、死刑が適切かを決定できるようにしなければならなかった。本件では、裁判官の説示により軽減証拠について陪審が有意な検討を行う機会が失われていたにもかかわらず、州裁判所は Penry I 判決自体を合理的に適用しておらず、破棄・差戻とする。

(若尾岳志)

・ Brewer 判決⁽⁴¹⁾

本件は、強盗の機会における謀殺行為で有罪判決を受けた者に、精神疾患、父親からの虐待、薬物濫用といった事実が認められたにもかかわらず死刑が宣告され、その量刑に関する陪審への説示の適切性が争われた事案であり、前出の Abdul-Kabir 事件のコンパニオン・ケースである。

本件では、専門家証拠は弁護人の判断により提出されていないものの、被告人 Brewer は犯行前にうつ状態にあり、短期間入院もしていること、女性の共犯者に支配され、操作されていたこと、自分自身も母親も父親から虐待を受けていたこと、薬物を濫用していたことなどの軽減証拠を提示した。そして、当該軽減証拠に関する説示案を提示したが、裁判官はこれを取り上げず、① Brewer の行為が、意図的に、被害者が死に至ることについて合理的な期待をもって行われたか、② Brewer が、将来において社会に対し継続的な脅威を与えるような暴力的行為を行うことがあり得るか、という2つの特別争点のみを

(41) Brewer v. Quarterman, 127 S. Ct. 1706 (2007). スティーヴンス裁判官執筆の法廷意見（ケネディ、スーター、ギンズバーグ、ブライヤー各裁判官同調）のほか、ロバーツ長官の反対意見（スカリア、トーマス、アリート各裁判官同調）、スカリア裁判官の反対意見（トーマス裁判官同調、アリート裁判官一部同調）がある。

判断するよう陪審に説示した。また、検察官は、陪審には道徳に関する判断を行う権限がなく、量刑判断も証拠に基づいてなされなければならないとし、父親の虐待に対する Brewer の暴力的な反抗は、その「将来の危険性」という特別争点を肯定し得るとした一方、当該証拠の軽減効果には言及しなかった。陪審は上記特別争点を積極的に解し、Brewer に死刑が宣告された。州控訴裁は上訴を認めたものの、Brewer への州の有罪判決に対する非常救済手続の適用を否定したため、Brewer はヘイピラス・コーパスを請求する手続を行ったところ、連邦地裁は条件付きの救済を認めたが、第 5 巡回区連邦控訴裁はこれを破棄した。これにつき、連邦最高裁は上告を認め、大要以下のように述べて、原判決を破棄した。

本件以前に、精神遅滞および虐待歴を有する者に対する死刑量刑の当否が問題となった Penry I 判決⁽⁴²⁾では、州の特別争点について陪審への説示が不適切であった結果、軽減証拠が考慮され得ず、陪審には、死刑以外の量刑が可能であったかを適切に判断する機会が与えられていなかったとして、死刑の量刑を行った原判決が破棄された。同様に、本件陪審にも、検察官の上記主張を受け容れた結果、当該証拠の軽減効果を考慮し得ず、「将来の危険性」を基礎づける部分のみを考慮したであろう徴候が認められる。本件軽減証拠も、Brewer の「将来の危険性」を基礎づける反面、本件犯罪の責任を軽減するという両面的な性質をもつものであるから、Penry I 判決の場合と同じく、軽減証拠が量刑上適切に考慮されなければならない。もっとも、本件原判決では、①専門家証拠が提出されていない、②精神遅滞に比べて精神疾患は一時的である、という理由から、Penry I 判決とは事案を異にするとして、Brewer に対する救済が否定されたが、これに対し当裁判所は、むしろ、これまで、当該証拠が特別争点に軽減事情として関連し、道徳的責任を軽減し得るか否かに着目してきたのであり、本件軽減証拠は Brewer の道徳的責任に関連するものである。

また、原判決は、当該証拠が軽減事情として「十分な効果」を与えられ、かつ、その「十分な効果」が「完全な効果」と同一視される場合にのみ、軽減証拠として考慮され得るとするが、これは、Penry I 判決⁽⁴³⁾に反するものであり、「十分な効果」基準には、—— Tennard 判決⁽⁴⁴⁾において、先例に依拠す

(42) Penry v. Lynaugh, *supra* note 37.

(43) Penry v. Johnson, 532 U.S. 782 (2001) [紹介、隅田勝彦・比較法雑誌37巻2号247頁(2003年)].

るものではないとして否定された「憲法上の関連性」基準同様——何ら先例の根拠もない。さらに、原判決は、Brewer の精神疾患や薬物濫用については判例違反とならず、精神疾患や子供の頃の虐待歴に関する証拠は——単に一時的な性質のものであるに過ぎず——十分に特別争点のカテゴリーに入り得るとするが、このことは、死刑の量刑にあたって、陪審は軽減証拠等を考慮すべきであり、さらには、「合理的な道徳的対応」でそれら証拠に接するべきであるとしてきた、これまでの当裁判所の立場に反するものである。

(小野上真也)

・ Smith 判決⁽⁴⁵⁾

本件は、州法上の規定に基づき量刑陪審に 2 つの特別争点を提示しつつ、裁判所が量刑陪審にいわゆる「否定説示」をしたうえで実施された量刑手続により死刑を宣告された者に対する救済の是非が争われた事案である。本件においては、具体的には、①同手続が Smith I 判決⁽⁴⁶⁾との関係において合憲性を維持し得るか、②上記手続に瑕疵が存在した場合、いかなる基準により救済の是非を判断するべきかが争われた。

上告人 Smith は、第 1 級謀殺の事実でテキサス州の裁判所に起訴された。公判前異議申立てにおいて、Smith は、Penry I 判決⁽⁴⁷⁾に基づき、本件で量刑陪審に提示されることになる特別争点の違憲性を主張した。これを受けて、裁判所は、量刑陪審に対し、いわゆる「否定説示」——陪審が被告人に死刑を科すべきではないと感じる一方で、同時に特別争点についても積極的判断を下すべきであると感じた場合には、特別争点について消極的判断をし、特別争点の効力（死刑宣告を命ずる）を否定するべきであるとの趣旨の説示——をした。その後、量刑陪審は Smith に死刑を宣告した。これに対し、Smith は上訴を申し立てたが、テキサス州刑事上訴裁判所 (Texas Court of Criminal

(44) *Tennard v. Dretcke*, 542 U.S. 274 (2004) [紹介, 田中ほか・前掲注 (28) 318頁 [原田和往]].

(45) *Smith v. Texas*, 127 S. Ct. 1686 (2007). ケネディ裁判官執筆の法廷意見 (スティーヴンス, スーター, ギンズバーグ, ブライヤー各裁判官同調) のほか、スーター裁判官の同意意見, アリート裁判官の反対意見 (ロバーツ長官, スカリア, トーマス各裁判官同調) がある。

(46) *Smith v. Texas*, 543 U.S. 37 (2004) (*per curiam*) [紹介, 田中ほか・前掲注 (29) 276-277頁 [田中]].

(47) *Penry v. Lynaugh*, *supra* note 37.

Appeals (TCCA) は、これを斥けた。Smith は、その後、二度にわたり州裁判所に対しヘイピラス・コーパスの請求をしたが、これらはいずれも斥けられた。これに対し、Smith は、Penry I 判決⁽⁴⁸⁾——本件に類似した内容の説示をすることが特別争点そのものについての瑕疵を治癒するには不適切である旨判断した——に基づき、さらに上訴を申し立てた。これを受けた TCCA は、本件では Penry I 判決において示された瑕疵は存在しないとして、Smith に救済を与えることを拒否した。これに対し、上告を受理した連邦最高裁は、Smith I 判決において、特別争点自体の瑕疵を認定し、本件説示も Penry I 判決に照らし不適切であるとして、TCCA の判決を破棄し、差し戻した。ところが、差し戻審たる TCCA は、① Smith I 判決は、特別争点そのものの瑕疵ではなく、それとは独立した説示上の瑕疵 (instructional error) を理由として Smith を救済したものである、② Smith の本件における主張は説示上の瑕疵に関するものである、③ テキサス州の先例上、本件のような場合に救済を主張する者は、説示上の瑕疵の存在を——上訴等の段階において——立証するだけでなく、公判における異議申立てにより当該瑕疵の主張を保全 (preserve) しておかなければならないところ、Smith はそれを保全できていない、④ そうである以上は、本件における説示上の瑕疵を主張して救済を受けるためには、当該瑕疵により、何らかの害 (some harm) にとどまらず、重大な害 (egregious harm) が生じたことを立証しなければならないところ、Smith はそれを立証できていないとして、同人を救済することを拒否した。

これに対し、連邦最高裁は、主に以下の2点を理由として TCCA の判決を破棄し、事件を再び TCCA に差し戻した。

そもそも Smith I 判決において当裁判所が Smith に救済を与えたのは、本件で量刑陪審に提示された特別争点そのものに瑕疵があったためであり、それとは独立の説示上の瑕疵があったからではない。確かに、Smith の第2次ヘイピラス・コーパス請求における主張には、否定説示それ自体に瑕疵があった旨の主張も含まれていたが、それは同人が提示していた唯一の主張ではなく、主要なものでもなかった。両当事者による公判後の各不服申立手続における主張、各州裁判所の判決、および、Smith I 判決をみれば、Smith が公判前に特別争点そのものに対する異議を申し立てたこと、しかも、その主張を公判後の

(48) Penry v. Johnson, 532 U.S. 782 (2001) [紹介、隅田勝彦・比較法雑誌37巻2号247頁 (2003年)].

長きにわたる救済申立手続において一度も放棄ないし変更していないことは明らかである。Smith I 判決の差戻審たる TCCA のこの点に関する誤った解釈は、Ake 判決⁽⁴⁹⁾に照らしても、適切かつ独立した州手続法上の禁止を適用することの根拠にはなり得ない。

本件においては、Smith の特別争点そのものについての瑕疵の主張は保全されており、保全された瑕疵の主張については、通常は無害の手続的瑕疵の基準が適用される。州裁判所は、本件において特別争点自体についての瑕疵が存在した——本件においても量刑陪審が被告人にとっての一定の軽減証拠を考慮することは許されないものと信じ込んでいた合理的な可能性がある——という連邦最高裁の認定に拘束される⁽⁵⁰⁾。その認定を前提とすれば、無害の手続的瑕疵の基準による限り、本件において Smith は救済を受ける資格がある。

(小島 淳)

・ Panetti 判決⁽⁵¹⁾

本件は、心神喪失ゆえに責任能力や訴訟能力に欠ける、との主張を斥けられ、謀殺罪で死刑宣告を受けた被告人 Panetti が、訴訟能力の欠如などを理由として連邦のヘイビアス・コーパスによる救済の申立てをし、容れられずに死刑執行の日付が決定された後で、今度は死刑の受刑能力の欠如を理由として連邦のヘイビアス・コーパスによる 2 回目の救済の申立てをした、という事案である。この申立てを受けた連邦地裁は、死刑執行を延期し、州裁判所に対して Panetti の現在の精神状態を審理する期間を与えたが、州裁判所は、自らが指名した精神医学の専門家による鑑定のみに基づいて Panetti の受刑能力を認める決定を下した。再度の救済の求めを受けた連邦地裁は、Panetti が請求した専門家証人をも証拠採用して審理を行ったが、結論として、第 5 巡回区連邦控訴裁の先例が示す基準に照らすと Panetti は受刑無能力の立証に成功していないとして、その訴えを斥けた。そして、第 5 巡回区連邦控訴裁もその判断を支持したので、連邦最高裁が上告を認めたものである。

(49) Ake v. Oklahoma, 470 U.S. 68 (1985).

(50) Johnson v. Texas, 509 U.S. 350 (1993).

(51) Panetti v. Quarterman, 127 S. Ct. 2842 (2007). ケネディ裁判官執筆の法廷意見（スティーヴンス、スーター、ギンズバーグ、ブライヤー各裁判官同調）のほか、トーマス裁判官の反対意見（ロバーツ長官、スカリア、アリート各裁判官同調）がある。

問題とされたのは、① Panetti のなした 2 回目の連邦のヘイビアス・コーパスによる救済の申立てが、合衆国法典第28編2244条 (b) (2) の出訴制限に該当するものとして棄却されるべきか、②州裁判所が Panetti に対して手続上の防御の機会を十分に保障したと認められるか、③第5巡回区連邦控訴裁の先例に依拠して Panetti の受刑能力を肯定するという結論に至るべきか、であった。法廷意見は、Ford 判決⁽⁵²⁾——心神喪失者に対する死刑執行が修正8条に違反する旨判示した——を引用しながら、上の3点のいずれについても否定的な判断を下し、Panetti の受刑能力を再度の審理に付すため、本件を連邦地裁へと差戻した。法廷意見の内容は以下のとおりである。

まず①の点に関しては、合衆国法典第28編2244条 (b) (2) が「2回目の、又は連続するヘイビアス・コーパスの申立てに含まれる主張が、以前の申立てに含まれていなかった場合には、その主張は棄却されなければならない」と定めているので、州は、Panetti が2回目の申立てにおいて初めて提起した「受刑無能力」の主張もこの出訴制限にかかる、と主張した。これに対し法廷意見は、「死刑の受刑無能力」の主張は死刑執行日が確定するまで成熟した (ripe) ものとはならないのに、州の主張するような見解に従えば、死刑囚は、初回のヘイビアス・コーパスによる救済申立ての際に、訴えが成熟しているか否かを問わず「死刑の受刑無能力」を主張しておかなければ、2度とその主張が認められないことになってしまい不当であると判示し、「死刑の受刑無能力」の主張の成熟を待ってなされた申立ては、例外的に上記条項の出訴制限にはかからないものとした。

次に②の点に関し、法廷意見は、州裁判所が自ら指名した専門家の鑑定のみ
に依拠して Panetti の受刑能力の有無を判断し、それに対する反証の機会を Panetti に十分に与えなかったものと認め、州裁判所のとったこのような手続は
真実確認にとって著しく不相当であり、Ford 判決が示した手続的要請に合致
しないものであるから、州裁判所の下した受刑能力の判断についてもこれを
尊重することはできないと結論する。

そこで法廷意見は、連邦裁判所が自ら Panetti の受刑能力の有無について判
断すべきことを認めるが、③の点、すなわち、連邦地裁と第5巡回区連邦控訴
裁が従来と同控訴裁の先例に従って Panetti の受刑能力を肯定したことについ

(52) Ford v. Wainwright, 477 U.S. 399 (1986) [紹介、横藤田誠・判例タイムズ
643号55頁 (1987年)、中空壽雅・アメリカ法1988年1号151頁 (1988年)、小早
川・前掲注 (19) 150頁]。

ては異を唱えている。第 5 巡回区連邦控訴裁の先例は、(a) 州によって死刑に処されるという点、(b) 州による死刑執行の理由が自分の犯した犯罪事実にあるという点の両方につき「自覚」がある者には、死刑の受刑能力があるとしていた。これに対し法廷意見は、死刑という刑罰は、犯罪者に対し犯罪の重大性を認識させ、共同体全体に対しその科刑判断の正当性を確認することができて初めてその応報的価値が認められるものだから、たとえ上記 (a) (b) の事実について「自覚」があっても、重度の妄想のために死刑執行の理由についての「合理的な理解」に達していないような者を死刑に処することは、もはや死刑の適正な目的に資するものではないとする。そして専門家の証言によれば、Panetti も、妄想により、悪の力と結託した州が自分の伝道活動を止めさせるために死刑を欲している、と真剣に信じている可能性があるため、法廷意見は Panetti の受刑能力を認めた原判決を破棄し、専門的な証拠事実に基づいた再審理を連邦地裁に命じている。

なお、本判決にはトーマス裁判官の反対意見が付されており、上記①②③のすべての点について法廷意見に反論が加えられている。

(杉本一敏)

IX 行 刑

・ Jones 判決⁽⁵³⁾

本件は、州刑務所の囚人の処遇をめぐる不服について、合衆国法典第 42 編 1983 条に基づいて連邦裁判所の救済を求めるためには、行政上の救済申立ての措置がどの程度尽くされていることを要するかが争われた事案である。

連邦および州の矯正施設の被収容者が人権侵害や処遇に関する不服を連邦地裁に訴える件数は、近年、連邦地裁の民事事件の新受件数の 1 割近くを占めているが、これらの大半は実質のない濫訴に類することが問題視され、連邦地裁にもち込まれる訴訟をより少数の実質のある事案に絞ることを目的として、1995 年の刑務所訴訟改革法 (Prison Litigation Reform Act of 1995 (PLRA)) が制定された。同法では、大要、被収容者は、利用可能な行政上の救済申立てを尽くしたうえでなければ、刑務所の状態に関して合衆国法典第 42 編 1983 条も

(53) Jones v. Bock, 127 S. Ct. 910 (2007). 法廷意見はロバーツ長官が執筆 (全裁判官一致)。

なお、この判決の紹介として、浅香ほか・前掲注 (18) 170-176 頁がある。

しくはその他の連邦法の規定に基づいて訴えを提起することができないと定めている。行政上の救済申立てを尽くすとの要件に関しては、下級審の考え方は分かれていたが、少数派である第6巡回区連邦控訴裁は最も厳格な考え方をとり、①救済の申立てを尽くしたとの要件は、被告の抗弁事由ではなく、原告が訴状に明示すべき事項であり、②訴訟の被告は行政上の救済申立てで名指しされた者に限定され、③訴状に記載された複数の請求のうち行政上の救済申立て前置の要件を充たさないものがあるときは、訴状すべてが無効であり、訂正は認められないとしていた。

本件の上告人である Jones ら3名はミシガン州の刑務所の囚人であるが、それぞれ別々に行刑当局に対して処遇についての不服申立てをしたが認められず、合衆国法典第42編1983条に基づき、個別に訴えを提起したが、連邦地裁は、上記第6巡回区連邦控訴裁の考え方に基づき、いずれも救済申立て前置の要件を充たしていないとして訴えを却下し、同控訴裁もこれを是認した。

連邦最高裁は、PLRA は救済の申立てを尽くしたことが訴状に記載されるべき事由であるのか抗弁事由であるのかについては沈黙しており、連邦民事手続規則に定める通常的方式によるべきであり、また、PLRA は「すべての被告を名指すべき」との要件も課しておらず、さらに、通常は、訴状のなかに要件を充たさない請求が含まれている場合には当該部分だけが無効とすべきところ、連邦議会はそれとは異なる取扱いを意図していないとして、第6巡回区連邦控訴裁の上記①ないし③のいずれの考え方もこれを否定し、同控訴裁の判決を破棄し、差し戻した。

(田中利彦)

・その他

行刑に関する本開廷期の判例としては、ほかに、C型肝炎に罹患していた囚人が、その治療のために自己注射を処方されていたところ、違法薬物を使用した疑いがあるとして治療が中断されたことから、その中断が自己の生命を危険に曝すものであり、合衆国憲法修正8条に違反するとして、刑務所職員らを訴えた事案について、訴状における主張は結論的な記載にとどまるのでこれを却下すべきものとした下級審の判断を相当ではないとして破棄、差し戻した Erickson 判決⁽⁶⁴⁾がある。

(田中利彦)

X ヘイビアス・コーパス

・ Bockting 判決⁽⁵⁵⁾

公判廷外供述の許容性に関する2003年10月開廷期の Crawford 判決⁽⁵⁶⁾は、従前の先例である Roberts 判決⁽⁵⁷⁾の判断枠組みを変更した。本判決は、この Crawford 判決が下された時点までに通常の上訴手段が尽くされていた事件に対して、同判決のルールが遡及的に適用されるべきかについて判断を示したものである。

被告人 Bockting は、州裁判所において14歳未満の未成年者への性的暴行の罪で有罪とされた。Bockting は、事実審裁判所が被害者の公判廷外供述の許容性を認めたことについて、合衆国憲法修正 6 条——証人対面権の保障——違反があると主張して、州最高裁に上訴した。しかし、州最高裁は、Roberts 判決に依拠して、これを斥けた。

その後、Bockting は、連邦地裁にヘイビアス・コーパスの請求をしたが、容れられなかったので、第 9 巡回区連邦控訴裁に上訴した。そして、同控訴裁に事件が係属している間に、連邦最高裁によって Crawford 判決が下された。そこで、Bockting は、Crawford 判決のルールは本件にも適用があるとみるべきであり、また、同判決のルールが本件で適用されていたならば、被害者の公判廷外供述が許容されることはなく、無罪の評決がなされていたはずだとの主張を行った。第 9 巡回区連邦控訴裁は、Crawford 判決のルールは、それが下された時点ではヘイビアス・コーパスの手続に入っていた事件に対しても遡及的に適用されるべきだとの判断を示した。

連邦最高裁は、Crawford 判決のルールの扱いについて連邦控訴裁・州最高

(54) Erickson v. Pardus, 127 S. Ct. 2197 (2007) (*per curiam*). スカリア裁判官が上告を受理すべきでなかったとの意見を表明している旨の付記、および、トーマス裁判官の反対意見がある。

(55) Whorton v. Bockting, 127 S. Ct. 1173 (2007). 法廷意見はアリート裁判官が執筆（全裁判官一致）。

(56) Crawford v. Washington, 541 U.S. 36 (2004) [紹介、浅香ほか・前掲注(28) 257-263頁、早野暁・比較法雑誌39巻4号210頁(2006年)、二本柳誠・比較法学39巻3号203頁(2006年)].

(57) Ohio v. Roberts, 448 U.S. 56 (1980) [紹介、鈴木編・前掲注(4) 105頁〔中空壽雅〕、渥美編・前掲注(16) 297頁〔安富潔〕].

裁レベルの判例が不統一となっていることを理由に上告を受理し、次のような判断を示して、原判決破棄・差戻しとした。

Teague 判決⁽⁵⁸⁾ およびその後の判例によれば、ヘイビアス・コーパスの手続に入っている事件に新ルールが適用されるのは、①そのルールが実体的なものである場合か、②それが訴訟手続の基本的な公正さや正確性に関わる「刑事手続における重大なルール」である場合のみである。

そこで、まず、Crawford 判決のルールが新ルールに当たるのか否かが検討されなければならないが、新ルールとは、「通常の上訴手段が尽くされた時点までに存在した判例上、要求されるルール」でないものを指す。そして、Crawford 判決のルールは、当時の判例上要求されたものとはいえないから、新ルールに該当する。また、Crawford 判決のルールは手続的なものであり、実体的なものとはいえない。そうすると、残る問題は、それが「刑事手続における重大なルール」に当たるのかということである。

この点で、新ルールが次の2つの要件を充たす場合に、それは「刑事手続における重大なルール」に該当するということができる。すなわち、第1に、誤った有罪認定がなされる「許容し得ないほど大きな危険」の発生を防止するのに必要なものであること、第2に、「訴訟手続が公正なものであるために不可欠な、手続の基本的構成要素」についての理解を変更するものであること、である。しかし、これまで「刑事手続における重大なルール」に当たる新ルールを示したといい得るものの例として当裁判所により挙げられてきたのは公選弁護人についての Gideon 判決⁽⁵⁹⁾ であるが、同判決と比較すると、Crawford 判決は、以上2つの要件を充たす新ルールを示したものということはできない。

(小川佳樹)

・ Bowles 判決⁽⁶⁰⁾

本件は、制定法の定める時間的制限は超過しているものの、連邦地裁の認め

(58) Teague v. Lane, 489 U.S. 288 (1989).

(59) Gideon v. Wainwright, 372 U.S. 335 (1963) [紹介、田宮裕・判例時報341号6頁(1963年)、山中俊夫・同志社法学22巻1号41頁(1970年)、藤倉皓一郎ほか編『英米判例百選(第3版)』110頁〔山川洋一郎〕(有斐閣、1996年)].

(60) Bowles v. Russell, 127 S. Ct. 2360 (2007). トーマス裁判官執筆の法廷意見(ロバーツ長官、スカリア、ケネディ、アリート各裁判官同調)のほか、スーター裁判官の反対意見(スティーヴンス、ギンズバーグ、ブライヤー各裁判官同調)がある。

た制限内に行われた上訴の申立てについて、連邦控訴裁は裁判権 (jurisdiction to entertain) を有するかが問題となったものである。

州裁判所において15年の拘禁刑を言い渡された上告人 Bowles は、連邦地裁に対しヘイピアス・コーパスの請求等をしたが認められなかった。合衆国法典第28編2107条 (a) および連邦上訴手続規則 4 条 (a) (1) (A) により、上訴の申立てについては、原則として、終局判決 (final judgement) が示されてから30日以内という時間的制限が付されていたが、Bowles は期間内に申立てを行わなかった。しかし、例外として、上記期間を経過した後であっても、一定の条件が認められる場合には、連邦地裁は再度14日間申立てを受理することができることとされており (合衆国法典第28編2107条 (c), 連邦上訴手続規則4条 (a) (6)), 2003年12月12日、Bowles はこの規定に基づき、連邦地裁に対し上訴期間を再開するように求めた。翌年 2 月10日、連邦地裁は上訴期間の再開を認めたが、その際、制定法上14日間——本件では 2 月24日まで——とされているにもかかわらず、誤って再開する期間を17日間—— 2 月27日まで——としてしまった。これを受けて、Bowles は、連邦地裁の認めた再開期間内の 2 月26日に上訴を申し立てた。しかし、第 6 巡回区連邦控訴裁は、Bowles の申立ては時機に遅れたものであり、同裁判所には本件を審理する裁判権がない、として、Bowles の申立てを斥けた。

上告を受けた連邦最高裁は、大要次のように判断した。まず、民事事件における上訴の申立てに対し、制定法により定められた時間的制限は、「強行的であって、かつ、裁判管轄権に関する (mandatory and jurisdictional)」ものである。そして、合衆国法典第28編2107条のような制定法により定められた時間的制限は、裁判所の規則によって定められた時間的制限と大きく異なり、裁判所の裁判管轄権を制限するものである。そもそも連邦裁判所が審理可能な事件が何かは、連邦憲法に抵触しない限りにおいて、連邦議会が決定するのであるから、何時、そしていかなる条件のもとで上記審理が行われるかということも連邦議会が決定する。そして、連邦議会が法律で定めた時間的制限内に上訴が申し立てられなかった場合、当該申立ては裁判権の欠如により却下されなければならない。Bowles の上訴の申立ては、連邦議会が2107条で定めた上訴期間を再開する場合の時間的制限を超過している。そのため、第 6 巡回区連邦控訴裁には当該申立てに対する裁判権はなく、また、裁判管轄上の要件についてエクィティ上の例外を創出することはできない、として原審の判断を是認した。

(原田和往)

・その他

ヘイビース・コーパスに関する本開廷期の判例としては、ほかに、Blakely 判決⁽⁶¹⁾が新ルールを宣言したものと見えるか否かなどが争われていたが、その点について判断を示すことなく、量刑手続に関する上告人のヘイビース・コーパスの請求手続が再度の請求に関する制定法上の要件を充たしていないとして事件を連邦地裁に差し戻した Burton 判決⁽⁶²⁾、有罪判決に対する非常救済を否定した州裁判所の判断について、上告人が連邦最高裁に行った上告の受理の請求は、合衆国法典第28編2244条(d)(2)のヘイビース・コーパスの請求に係る出訴期限の停止事由には当たらない、とした Lawrence 判決⁽⁶³⁾、第8巡回区連邦控訴裁が「1996年テロ対策および効果的な死刑法」に基づき死刑を破棄したことの適否が争点となっていたが、その点について判断を示すことなく、不用意に認めた (improvidently granted) ものだったとして上告の受理を取り消した Weaver 判決⁽⁶⁴⁾、州裁判所の刑事手続に連邦憲法に関わる瑕疵がある場合、合衆国法典第28編2254条によるヘイビース・コーパスの請求手続において、連邦裁判所は、それが無害の手続的瑕疵に当たるかについて州の上訴裁判所が審査したか否かなどにかかわらず、「重大かつ不当な影響」基準のもと、その不利益の程度を評価しなければならない、と判示した Fry 判決⁽⁶⁵⁾がある。

(原田和往)

(61) Blakely v. Washington, *supra* note 28.

(62) Burton v. Stewart, 127 S. Ct. 793 (2007) (*per curiam*).

(63) Lawrence v. Florida, 127 S. Ct. 1079 (2007). トーマス裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, スカリア, ケネディ, アリート各裁判官同調) のほか、ギンズバーグ裁判官の反対意見 (スティーヴンス, スター, プライヤー各裁判官同調) がある。

(64) Roper v. Weaver, 127 S. Ct. 2022 (2007) (*per curiam*). ロバーツ長官の結論同意意見, スカリア裁判官の反対意見 (トーマス, アリート各裁判官同調) がある。

(65) Fry v. Pliler, 127 S. Ct. 2321 (2007). スカリア裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, ケネディ, トーマス, アリート各裁判官同調, スティーヴンス, スター, ギンズバーグ各裁判官一部同調, プライヤー裁判官一部同調) のほか, スティーヴンス裁判官の一部同意・一部反対意見 (スター, ギンズバーグ各裁判官同調, プライヤー裁判官一部同調), プライヤー裁判官の一部同意・一部反対意見がある。

XI 刑事実体法

・ Carhart 判決⁽⁶⁶⁾

本件は、胎児の体の一部を外に出してから死亡させる「部分出産中絶 (partial-birth abortion)」を禁止する連邦法 (Partial-birth Abortion Ban Act of 2003) の合憲性が争われた事件である。

本件は、ネブラスカ州において被上告人 Carhart を中心とする医師たちが当該連邦法の違憲性を争って提起した訴えと、同様にカリフォルニア州において中絶権利擁護組織が提起した訴えにつき、両訴訟を併合して判断を示したものである。両事件は、ともに連邦地裁、連邦控訴裁のいずれにおいても、文面上無効等を理由として違憲判決が下されていた。

それに対して、連邦最高裁は、妊娠の開始時点から女性の健康と胎児の生命を保護する州の利益が正当に存在し、中絶規制法が違憲とされるのは、女性の最終決定に対して「不当な負担 (undue burden)」を課す場合のみであるとする Casey 判決⁽⁶⁷⁾ の基準を適用し、当該連邦法は連邦憲法に違反しないとして原判決を破棄した。部分出産中絶に関しては、当該連邦法が制定される以前に、類似の規定を置くネブラスカ州法に関して違憲の判断を示した Stenberg 判決⁽⁶⁸⁾ が存在するが、連邦最高裁は、そこで違憲とされた州法と本件における連邦法の違いを強調することにより、本件連邦法は合憲であるとの結論を導いた。

まず、漠然性のゆえに無効との主張に対しては、本件連邦法は、何が禁止さ

(66) Gonzales v. Carhart, 127 S. Ct. 1610 (2007). ケネディ 裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, スカリア, トーマス, アリート各裁判官同調) のほか, トーマス裁判官の同意意見 (スカリア裁判官同調), ギンズバーグ裁判官の反対意見 (スティーヴンス, スター, プライヤー各裁判官同調) がある。

なお, この判決の紹介として, 浅香ほか・前掲注 (18) 199-207頁, 小竹聡・アメリカ法2008年1号121頁 (2008年) がある。

(67) Planned Parenthood v. Casey, 505 U.S. 833 (1992) [紹介, 高井裕之・アメリカ法1994年1号174頁 (1994年), 藤倉ほか編・前掲注 (59) 84頁 [高井裕之], 憲法訴訟研究会=芦部編・前掲注 (16) 269頁 [樋口範雄]].

(68) Stenberg v. Carhart, 530 U.S. 914 (2000) [紹介, 浅香吉幹ほか「合衆国最高裁判所1999-2000年開廷期重要判例概観」アメリカ法2000年2号266-268頁 (2000年)].

れているかを示す客観的基準を提供し、かつ恣意的な執行を誘発しないという2つの要件を充たしているのです。文面上、漠然不明確ではないとする。さらに、過度の広範性のゆえに無効との主張に対しては、本件連邦法は、その文言から、一般に行われている中絶方法を広く禁止するものではなく、とくに胎児を分断することなくその一部分を取り出したあとに死亡させる方法——“intact D&E”と呼ばれる——に限定して禁止するものであって、そこに明示されている解剖学的指標や故意の要件をも考慮すれば、広範に過ぎるものではないとする。

また、本件連邦法の立法目的は、胎児の生命を残酷で非人道的な中絶方法から保護し、医療界の倫理と名声を守るものであって、女性の決定に不当な負担を課すことを目的としているものではないとする。さらに、本法が女性の健康保護のための例外規定をもたない点に関しては、選択肢としてほかにも安全な医療的手段が存在することを理由に、女性の中絶の権利に対する不当な負担を課す効果をもつものではなく、合憲であるとした。

なお、連邦最高裁は、当該連邦法につき文面上無効の主張を斥けたものの、適用違憲を主張する余地は残っていることを指摘している。

以上の法廷意見に対しては、女性の健康保護のための例外条項がないにもかかわらず合憲とすることは明らかに先例違反であるとする厳しい反対意見が付されている。

(田山聡美)

・ Wis. Right to Life 判決⁽⁶⁹⁾

本件は、ある広告に対し、公職選挙における特定候補者に言及する広告を行うことを規制する2002年超党派選挙資金改革法 (Bipartisan Campaign Reform Act of 2002 (BCRA)) を適用することが、広告主の表現の自由を侵害するか否かが問題となった事案である。

BCRA は、その203条で、団体が一般財産を「選挙運動におけるコミュニケ

(69) FEC v. Wis. Right to Life, Inc., 127 S. Ct. 2652 (2007). ロバーツ長官執筆の法廷意見 (スカリア, ケネディ, トーマス, アリート各裁判官一部同調) のほか、アリート裁判官の同意意見, スカリア裁判官の一部同意・結論同意意見 (ケネディ, トーマス各裁判官同調), スター裁判官の反対意見 (スティーヴンス, ギンズバーグ, プライヤー各裁判官同調) がある。

なお、この判決の紹介として、浅香ほか・前掲注 (18) 176-184頁がある。

ーション——連邦の公職選挙の際に、一定期間、当該選挙の候補者について選挙区内で放送を行うこと——」に用いることを犯罪として処罰する旨規定している。そして、先例によると、問題の表現が、特定の候補者の当選や落選を助長することを内容とする「明示的な主張 (express advocacy)」と「機能的に同視できるもの」とされる限度ならば、規制が広範に過ぎるとの懸念はないと解されている。

被上告人 Wis. Right to Life (WRTL) は、ウィスコンシン州選出の連邦上院議員 2 名に上院での議事妨害に反対するよう要請することを視聴者に勧める広告放送を始めた。この広告が BCRA の規定する違法な「選挙運動におけるコミュニケーション」に該当し得ると考えた WRTL は、BCRA が本件広告ならびに将来なされ得る「実質的に類似した」広告に適用される限度で違憲であるとして、連邦選挙管理委員会 (FEC) を被告として、宣言的救済と差止による救済とを求めて、連邦地裁に出訴した。しかし、連邦地裁の 3 名の裁判官による合議法廷がこれを棄却したため、WRTL により上告がなされ、結局、連邦最高裁は、原判決を破棄し、連邦地裁に差し戻した。差戻審において連邦地裁は、本件広告が純然たる意見広告であって、上述の先例にいう「明示的な主張」やそれと「機能的に同視できるもの」ではないなどとして、BCRA が本件広告に適用される限度において違憲である旨のサマリー・ジャッジメントを下した。これに対して FEC が上告した。

以上の事案について、連邦最高裁は、大要次のように述べて、連邦地裁の判断を維持した。

公共の問題に関する言論の自由を確保するために、BCRA の適用に関する判断基準は客観的なものでなければならない。そこで、ある広告が BCRA の規制対象となる広告に当たるかどうかを判断するに際しては、当該広告が「特定の候補者に対して投票するよう、あるいは投票しないように呼びかけるというものでないとは、合理的に解釈する余地がない」かを問題とすべきである。本件広告は、こうした広告と同視することはできない。

(前田 聡)

・ James 判決⁽⁷⁰⁾

合衆国法典第 18 編 922 条 (g) (1) は重罪犯人による銃器所持を禁止する規

(70) James v. United States, 127 S. Ct. 2968 (2007). アリート裁判官執筆の法廷

定を置いているが、合衆国法典第18編924条 (e) (Armed Career Criminal Act (ACCA)) は、そのなかでも、「暴力的重罪 (violent felony)」で過去に3回の有罪宣告を受けたことがある者に関して、刑の下限を15年とする加重規定を置いている。さらに ACCA は、暴力的重罪の定義として、①人に対する有形力の行使およびその未遂等を定めるほか、②不法目的侵入や放火、財物強要、さらには爆発物の利用を伴う犯罪を例に挙げるとともに、「その他」として、「他者の身体に傷害をもたらす重大な潜在的危険を有する行為を伴う犯罪」を掲げている。

上告人 James は、自らが922条 (g) (1) 違反を犯したことを認めただけで、重罪を理由とした有罪宣告を過去に3回受けていることも認めた。ただし、その3回のうちの1つは、フロリダ州法における不法目的侵入未遂を理由とする州裁判所の有罪宣告であった。検察官が、これらの3回の有罪宣告を根拠に ACCA による刑の加重を主張したのに対して、James は、フロリダ州法における不法目的侵入未遂は ACCA における「暴力的重罪」に当たらない旨を主張して争った。

これに対して連邦最高裁は、フロリダ州法における不法目的侵入未遂は ACCA における「暴力的重罪」に当たるとして、James に対して ACCA に基づく加重を肯定した原審の判断を支持した。

まず、ACCA が「暴力的重罪」の定義①において明確に未遂を包含しているのに対して、②において未遂を規定していないことは、未遂を排除する趣旨であるとした James の主張に対して、連邦最高裁は、それは不当に狭い解釈であるとして斥け、さらに、定義②に関して、そこに列举されている各犯罪が既遂犯であることに照らして、「その他」の場合も既遂犯であることが要求されるとした James の主張に対しても、列举されている各犯罪の共通点はむしろ、技術的には人に対する犯罪ではないものの他人の身体を害する重大な危険を惹き起こす点にあるとして、彼の主張を斥けた。

また、フロリダ州法における不法目的侵入未遂の規定は、文面上は犯罪の実行に向けたあらゆる行為を含み得る広範なものであるが、州最高裁はそれを縮小解釈して、単なる予備的行為のみでは不十分であり、建造物への侵入あるいは滞在に向けられた顕示行為 (overt act) を要求しているものと解釈したが、

意見 (ロバーツ長官、ケネディ、スーター、ブライヤー各裁判官同調) のほか、スカリア裁判官の反対意見 (スティーヴンス、ギンズバーグ各裁判官同調)、トーマス裁判官の反対意見がある。

連邦最高裁は、その解釈を前提として、建物内での犯罪実行意思を伴う形での不法侵入の顕示行為が認められる場合は、定義②に列挙されている各犯罪に匹敵するだけの危険性を有するものであって、まさに「他者の身体に傷害をもたらす重大な潜在的危険を有する行為を伴う場合」に当たるとした。

なお、不法目的侵入に関して、一般的な不法目的侵入 (generic burglary) のみが ACCA の暴力的重罪に該当するとした Taylor 判決⁽⁷¹⁾ との関係で、州法における「住宅 (dwelling)」の定義が「住宅附属の庭地 (curtilage thereof)」まで含んでいることから、州法における不法目的侵入は Taylor 判決の一般不法目的侵入の定義に該当せず、暴力的重罪とはみなされないとする James の主張に対しても、本件は不法目的侵入それ自体が問題となっているのではなく、その定義から外れる部分を包摂する「その他」の条項が問題となっているものであって、理由とならないとした。

(田山聡美)

・その他

刑事実体法に関する本開廷期の判例としては、ほかに、州法においては重罪とされるものの、連邦の規制薬物法 (Controlled Substances Act) においては軽罪とされる行為について、移民および国籍法 (Immigration and Nationality Act) の規定にいう「規制薬物法上の重罪」に当たらず、必要的国外退去処分⁽⁷²⁾の理由には該当しないとされた Lopez 判決⁽⁷²⁾、外国人に対する合衆国への違法な再入国の未遂を理由とする合衆国法典第 8 編1326条 (a) に基づく起訴につき、顕示行為の主張がなくともその起訴に瑕疵はなく、無害の手続的瑕疵であるか否かの検討は必要ないとした Resendiz-Ponce 判決⁽⁷³⁾、外国人を国外に退去させる根拠となり得る、合衆国法典第 8 編1101条 (a) (43) (G) に規定される盗犯 (theft offense) には、盗犯の幫助・教唆も含まれるとした

(71) Taylor v. United State, 495 U.S. 575 (1990).

(72) Lopez v. Gonzales, 127 S. Ct. 625 (2006). スター・裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, スティーヴンス, スカリア, ケネディ, ギンズバーグ, プライヤー, アリート各裁判官同調) のほか、トーマス裁判官の反対意見がある。

(73) United States v. Resendiz-Ponce, 127 S. Ct. 782 (2007). スティーヴンス裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, ケネディ, スター, トーマス, ギンズバーグ, プライヤー, アリート各裁判官同調) のほか、スカリア裁判官の反対意見がある。

Duenas-Alvarez 判決⁽⁷⁴⁾がある。

(田山聡美)

XII その他

以上のほか、土地所有者が RICO 法 (Racketeer Influenced and Corrupt Organizations Act) (合衆国法典第18編1964条 (c)) に基づいて連邦の土地管理局 (Bureau of Land Management) の職員を相手として提起した損害賠償請求の事案において、公務員が連邦政府のために行った一連の行為は RICO 法の前提犯罪である Hobbs 法 (Hobbs Act) (合衆国法典第18編1951条) およびコモン・ロー上の財産強要罪には当たらないとして土地所有者の主張を斥けた Robbins 判決⁽⁷⁵⁾がある。

(松田正照)

(74) *Gonzales v. Duenas-Alvarez*, 127 S. Ct. 815 (2007). プライヤー裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, スカリア, ケネディ, スター, トーマス, ギンズバーグ, アリート各裁判官同調, スティーヴンス裁判官一部同調) のほか, スティーヴンス裁判官の一部同意・一部反対意見がある。

(75) *Wilkie v. Robbins*, 127 S. Ct. 2588 (2007). スター裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, スカリア, ケネディ, トーマス, プライヤー, アリート各裁判官同調) のほか, トーマス裁判官の同意意見 (スカリア裁判官同調), ギンズバーグ裁判官の一部同意・一部反対意見 (スティーヴンス裁判官同調) がある。